

証券投資信託の信託終了に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、信託終了日を繰り上げ、平成26年10月16日をもって信託を終了（繰上償還）すること（以下「本議案」といいます。）に関して、平成26年9月5日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

「欧州圏3資産分散ファンド（資産成長型）」

「欧州圏3資産分散ファンド（毎月決算型）」

2. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

各ファンドの受益権の口数がそれぞれ30億口を下回る状態にあるため、投資信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

3. 書面決議の手続き

平成26年8月6日現在の各ファンドの受益者の方は、本議案について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される方は、平成26年9月1日までに（必着）、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、当社宛にご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第39条第3項の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

各ファンドの書面決議において、賛成された方の人数が平成26年8月6日現在の総受益者数の半数以上であり、かつ、賛成された方の保有する受益権の合計口数が平成26年8月6日現在の受益権総口数の3分の2以上となった場合に、本議案は可決され、各ファンドは平成26年10月16日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

本議案が可決され、各ファンドの信託終了（繰上償還）が実施されることとなった場合には、議決権行使書面にて反対の意思表示をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を公正な価額（受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とします。）で、当社を通じて受託会社に対し、平成26年9月16日から平成26年10月6日までの間に、当該受益権にかかる投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成26年8月6日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券投資信託委託株式会社